

キャリア教育優良教育委員会，学校及びP T A団体等文部科学大臣表彰推薦要領

平成 30 年 6 月 27 日
初等中等教育局長決定

1 推薦の方法

(1) 都道府県教育委員会

別紙様式によるキャリア教育優良教育委員会（様式 1），学校（様式 2）及び P T A 団体等（様式 3）文部科学大臣表彰推薦調書 1 部に必要な資料を添付の上，文部科学大臣宛て推薦する。

(2) 指定都市教育委員会

別紙様式によるキャリア教育優良学校（様式 2）及び P T A 団体等（様式 3）文部科学大臣表彰推薦調書 1 部に必要な資料を添付の上，文部科学大臣宛て推薦する。

2 推薦数

(1) 都道府県教育委員会

- ① 推薦又は自薦できる教育委員会の数は，1 都道府県教育委員会につき，当該都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会を含めた域内の市区町村教育委員会の中から 1 教育委員会とする。
- ② 推薦できる学校の数は，域内に所在する国立，公立及び私立の学校の中から 3 校（東京都は 9 校）を限度とする。なお，推薦に当たっては，国立及び私立の学校についても積極的に検討すること。（所在地が指定都市内である国立及び私立の学校は，都道府県若しくは指定都市教育委員会のどちらからでも推薦できるものとする。）
- ③ 推薦できる P T A 団体等（N P O 団体や任意団体を含む）の数は，1 団体とする。

(2) 指定都市教育委員会

- ① 推薦できる学校の数は，域内に所在する国立，公立及び私立の学校の中から 2 校を限度とする。なお，推薦に当たっては，国立及び私立の学校についても積極的に検討すること。（所在地が指定都市内である国立及び私立の学校は，都道府県若しくは指定都市教育委員会のどちらからでも推薦できるものとする。）
- ② 推薦できる P T A 団体等（N P O 団体や任意団体を含む）の数は，1 団体とする。

3 推薦の観点

(1) キャリア教育優良教育委員会，学校及び P T A 団体等文部科学大臣表彰要項（以下「表彰要項」という。）2 の(1)に該当する教育委員会としては，次の①～④などとする。

- ① 小・中学校段階において，教育の基本方針にキャリア教育を位置付け，域内全ての小学校でキャリア教育の視点から職場見学を実施したり，域内全ての中学校で 5 日間以上の職

場体験に取り組んだり、教科教育の中でキャリア教育を実践するために教員研修を実施したりするなど、キャリア教育を推進している教育委員会

- ② 高等学校段階において、教育の基本方針にキャリア教育を位置付け、教職員の理解の促進を図るために研修やフォーラムを実施したり、管下の学校にキャリア教育全体計画の作成を求めたりするなど、積極的にキャリア教育を推進し、学校に対してキャリア教育の推進を指導している教育委員会
- ③ 経済団体やP T A、校長会、自治会、職能団体や労働組合等の関係機関、N P O等の協力を得て協議会を設置するなどして、地域・社会と連携し、例えば大学進学等を機に地元を離れる高校生を対象とした地元企業へのインターンシップを推進するなど、地域を担う人材を育成するためのキャリア教育推進の取組を進めている教育委員会
- ④ 進学も就職もしていない中学校・高等学校の卒業生や高等学校中途退学者のキャリア形成に関して、進路等の適切なカウンセリングなどの追指導を行うことや、就職に必要な知識・技能等を習得する機会を提供するなどの支援を行っている教育委員会

(2) 表彰要項 2 の (2) に該当する学校としては、今年度は次の①～④などとする。

また、推薦に当たっては、①～④の多様な学校が選定されるよう配慮すること。

- ① 児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成するため、適切に検証改善を行い、事前・事後指導を含めた職場見学、職場体験、インターンシップを積極的に取り入れるなど、他校種や地域・産業界等との連携・協力を主体的に図り、組織的・系統的にキャリア教育に取り組んでいる学校
- ② 主体的に課題を発見していく力や創造性を育むため、模擬店舗の出店体験や模擬会社の設立、企業・地域団体等との共同した新商品の開発体験、事業アイデアの検討やビジネスプランの作成といった起業体験に係る取組を積極的に行っている学校
- ③ 地元企業や自治体等と連携し、地域課題の解決に取り組むなど、児童生徒の地元への理解・愛着・誇りを育み、例えば大学進学等を機に地元を離れる高校生を対象とした地元企業へのインターンシップを推進するなど、地域を担う人材を育成するためのキャリア教育を積極的に取り入れている学校
- ④ 進学も就職もしていない中学校・高等学校の卒業生や高等学校中途退学者のキャリア形成に関して、進路等の適切なカウンセリングなどの追指導を行うことや、就職に必要な知識・技能等を習得する機会を提供するなどの支援を行っている学校

(3) 表彰要項 2 の (3) に該当する P T A 団体等としては、次の①～②などとする。

- ① 学校の教育活動に積極的に関わり、キャリア教育の充実に寄与している P T A 団体等
- ② 教育委員会及び学校がキャリア教育を円滑に推進するため、職場体験の受入先の確保等、2年以上継続的に学校に協力し、推進体制の整備に積極的な活動を行っている P T A 団体等

(注意) 経済団体や企業による支援については、経済産業省が実施しているキャリア教育アワードの対象となり、本表彰の対象外となる。

(参考) 経済産業省キャリア教育アワード

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/award.html>

4 その他

- (1) 別紙様式の推薦調書に記入する内容は、公表が可能なものとする。
- (2) 受賞団体は、報道機関等の取材を受けることを承諾すること。
- (3) 推薦に際しては、原則として過去に本表彰の受賞歴がない教育委員会、学校及びPTA団体等とする。